

## 第 89 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 42 回総会 (CAC) 議題
4-(2)	第 42 回総会 (CAC) 概要
5-(1)	第 21 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 仮議題
5-(2)	第 21 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 主な検討議題

## 第89回コーデックス連絡協議会

日時：令和元年9月9日（月）

14:00～15:40

場所：中央合同庁舎第4号館

共用108会議室

### 議 事 次 第

#### 1. コーデックス委員会の活動状況

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第42回総会（CAC）

② 今後の活動について

- ・ 第21回アジア地域調整部会（CCASIA）

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会委員

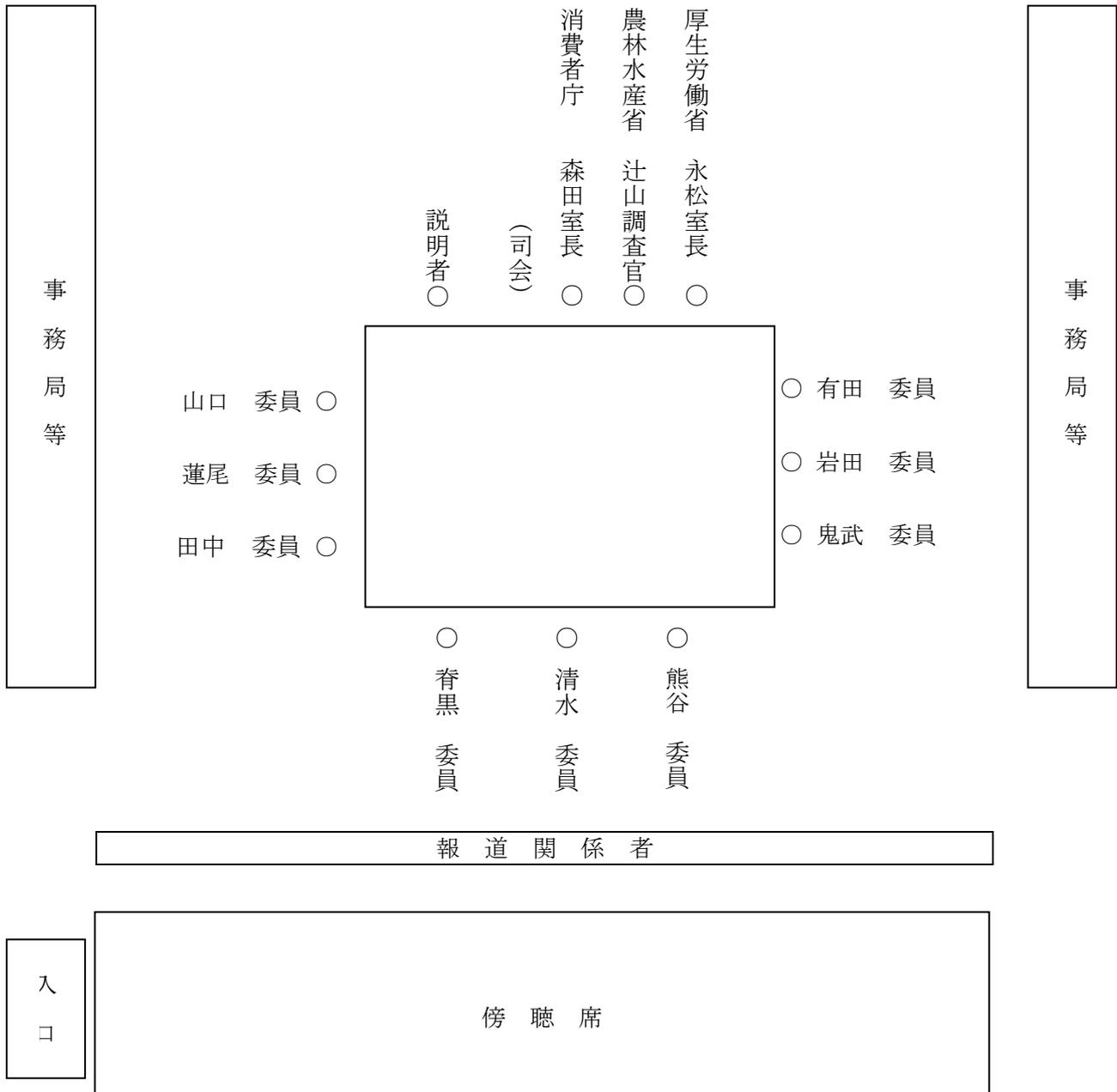
(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 会長
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
しみず 清水	いわお 巖	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室
すがぬま 菅沼	おきむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室次長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 89 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 元 年 9 月 9 日 (月) 14:00 ~ 15:40

中央合同庁舎 4 号館 1 階 共用 108 会議室



## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 42 回 総会

日時 : 2019 年 7 月 8 日 (月) ~ 7 月 12 日 (金)  
場所 : ジュネーブ (スイス)

### 議題

1	議題の採択
2	第 76・77 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	コーデックス文書の最終採択
5	ステップ 5 でのコーデックス文書の採択
6	既存のコーデックス文書の廃止
7	新規作業の提案
8	作業の中止
9	コーデックス規格と関連文書の修正
10	総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項
11	コーデックス戦略計画 2020-2025
12	コーデックスの財政及び予算に関する事項 (2018-2019 年の進捗報告)
13	FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援 (活動、財政及び予算)
13.1	コーデックスへ提供される科学的助言の持続可能な資金に関する討議文書
14	FAO 及び WHO から提起された事項
15	FAO 及び WHO の能力開発活動に関するサイドイベントの報告
16	コーデックス信託基金 (CTF2) に関するサイドイベントの報告
17	議長・副議長及び地域代表国 (各地域から選出される執行委員会のメンバー) の選出
18	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
19	その他の作業
20	報告書の採択

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 42 回総会 結果概要報告

2019 年 7 月 8 日（月）～7 月 12 日（金）にジュネーブ（スイス）にて開催された第 42 回コーデックス総会の結果について以下のとおり報告する。

本会議には 99 加盟国、1 加盟機関（EU）、58 国際政府機関及び非政府機関が参加した。我が国からの出席者は以下のとおり。

（日本政府代表団）

農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	調査官	辻山	弥生
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	三浦	公嗣
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
		国際食品室 室長	永松	聡一郎
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
		国際食品室 専門官	温井	健司
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	織戸	亜弥

## 議題 1. 議題の採択

議題 19 (その他の作業) に、以下の事項を追加した上で採択された。

- ① 国際ブドウ・ワイン機構 (OIV) とコーデックス間の協力 (OIV による提案)
- ② 公衆衛生の促進と持続可能な開発目標 (SDGs) の達成のためのコーデックス規格の重要性 (サウジアラビアによる提案)
- ③ 食品の栄養強化 (fortification) プログラムにおける塩基性メタクリル酸共重合体 (BMC, INS 1205) の使用に対する支持 (セネガルによる提案)

## 議題 2. 第 76・77 回執行委員会の報告

手続きマニュアルに従い、議長から第 76・77 回執行委員会の議論について報告された。

第 77 回執行委員会と同様、インドから、食品汚染物質部会 (CCCF) における直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値の設定作業を迅速に進めるべきとの発言があった。またジンバブエから、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) から第 45 回食品表示部会 (CCFL) に送付されたバイオフィューション (生物学的栄養強化) の定義原案に関し、CCFL が新たな定義は不要との結論を出したことについて、今後の作業はどの部会の責任で行われるのか質問があり、コーデックス事務局より、作業の責任は CCNFSDU にあり、CCFL の結論に基づいて CCNFSDU において作業中止かどうか議論される旨回答があった。

### コーデックス手続きマニュアル中の “*Statements of Principle Concerning the Role of Science*”<sup>1</sup>の適用のためのガイダンスの策定

第 41 回総会 (2018 年 7 月) の結果を受けて、第 77 回執行委員会において、コーデックスの意思決定プロセスで科学以外の要因をどのように考慮するかについて議論された。その結果、当該原則の議論自体はオープンせずに、執行委員会の下に小委員会を設置し、当該原則の適用のためのガイダンスの策定を検討することに合意したことに関し、EU は、執行委員会の下の小委員会は限られたメンバー国しか参加できず、透明性が低いとして、①総会の下に電子作業部会を設置して検討するか、あるいは一般原則

---

<sup>1</sup> Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 26th edition, pp 250-251. (コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

部会（CCGP・議長国がフランスであるため、EU加盟国が参加しやすい）で議論して、執行委員会小委員会にインプットすること、②第78回執行委員会（2020年2月）及び第79回執行委員会（2020年6月）の前にコーデックス事務局が回付文書を出しコメント依頼を行うこと、さらに③小委員会のメンバーに回付される作業文書は電子作業部会の作業用のオンラインフォーラムを活用して全てのメンバーが入手できるようにすることを提案した。欧州地域の多くのメンバー国が透明性や包括性の観点でこの提案を支持したが、①については、多くのメンバー国が、執行委員会の下の小委員会で議論を行うことを支持し、受け入れられなかった。議論の結果、総会は執行委員会の合意事項（小委員会で議論）を承認するとともに、食い下がるEUを考慮して、②及び③を受け入れ、①に関しては「CCGPのマージンで本件に係る非公式会合を開催する」案が議長から示されたが、日本は、フランスで開催されるCCGPへの参加が困難なメンバー国もあることを考慮すべきと主張したところ、地域調整部会のマージンでの非公式会合等CCGP以外の機会も活用することになった。

### 議題3. 手続きマニュアルの修正

各部会から今次総会に手続きマニュアルの修正に関する提案は出されていないため、議論されなかった。

### 議題4. コーデックス文書の最終採択

Part1 ステップ8の規格案と関連文書、迅速化手続きのステップ5で提出された規格案及び関連文書（ステップ5A）及びステップ6,7を省略する勧告を付してステップ5で提出された規格原案（ステップ5/8）

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	結果
ヒスタミン管理のガイダンス作	CXC 52-2003におけるヒスタミン管理ガイダンスの位置	案のとおり最終採択された。

成に伴う「魚類及び水産製品に関する実施規範 (CXC 52-2003)」の修正 (ステップ 8)	をセクション 9 (生鮮、冷凍及びミンチの魚の加工) の直後に、独立したセクションとして挿入するもの。	
--------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	--

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	結果
ニンニクの規格原案 (ステップ 5/8)	乾燥ニンニクの規格を作成するもの。	原案のとおり最終採択された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	結果
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂案: 高オレイン酸 (OXG) パーム油の追加 (ステップ 8)	CXS 210-1999 に高オレイン酸パーム油の規格を追加するもの。	案のとおり最終採択された。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案: バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加 (ステップ 5/8)	CXS 210-1999 中のバージン・パーム油の遊離脂肪酸を 5% (パルミチン酸換算)、粗パーム核油では 4% (ラウリン酸換算) とするもの。	原案のとおり最終採択された。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案: クルミ油、	CXS 210-1999 にクルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油の規格を追加するもの。	原案のとおり最終採択された。

アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油の追加（ステップ 5/8）		
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：測定温度 40℃でのパームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の変更	CXS 210-1999 中のパームスーパーオレインの規格において、測定温度 40℃での屈折率及び見かけ密度の値を修正するもの。	案のとおり最終採択された。
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：表 1 に記載される他の油の脂肪酸組成の粗油への適用可能性	CXS 210-1999 の脂肪酸組成について、粗油へも適用可能とする旨の脚注をつけるもの。	案のとおり最終採択された。
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：精製米ぬか油の品質特性基準への遊離脂肪酸の追加	CXS 210-1999 の精製米ぬか油の規格の品質パラメータに遊離脂肪酸を追加するもの。	案のとおり最終採択された。
名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS 19-1981）、名前のついた植物油規格（CXS 210-1999）及び名前のついた動物油脂の規格（CXS 211-1999）の食品添加物条項の修正	CXS 19-1981、CXS 210-1999 及び CXS 211-1999 の食品添加物条項にレシチン（INS322(i)）、クエン酸三カルシウム（INS333(iii)）、クエン酸三カリウム（INS332(ii)）、モノ・ジグリセリド（INS471）を追加するもの。	案のとおり最終採択された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	結果
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（第 86 回 JECFA (FAO/WHO 食品添加物専門家会議) からの事項) (ステップ 5/8)	第 86 回 JECFA (2018 年 6 月) が作成し、第 51 回 CCFA (2019 年 3 月) で合意された 6 の添加物、27 の香料（うち 3 品目は規格の改正）の同一性及び純度に関する仕様書	原案のとおり最終採択された。
食品添加物に関する一般規格（GSFA）(CXS 192-1995) の食品添加物条項案及び原案（ステップ 8, 5/8)	第 51 回 CCFA で合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品分類 04.1.1.2（表面処理した生鮮果実）に使用する添加物（グリセリン脂肪酸エステル (INS471) 及びミリスチン酸、パルミチン酸及びステアリン酸のアンモニア、カルシウム、カリウム及びナトリウム塩 (INS 470(i))：ロシアより、生鮮果物の表面処理として食品添加物を使用することは消費者に誤認を与えると懸念があり、義務表示により消費者に十分な情報が提供されるべきとの意見が出された。これに対し、CCFA 議長及びコーデックス事務局から、第 20 回コーデックス生鮮果実・野菜部会（2017 年 10 月）での議論の結果、CCFA へ GSFA への記載を要請したものであり、第 51 回 CCFA（2019 年 3 月）での広範</li> </ul>

		<p>な議論の結果、総会に採択が諮られていること、また表示については包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) やそれぞれの個別食品規格によってカバーされていることが説明された。食品分類 04.1.1.2 に使用する添加物 INS471 及び 470(i) の条項案は修正なくステップ 8 で採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品分類 01.1.1 (液状乳 (プレーン)) に対するクエン酸三ナトリウム (INS 331(iii)) の条項案 (ステップ 8) : ジンバブエをはじめとするアフリカの国々が、使用に技術的正当性がない等の理由により、採択に強硬に懸念を表明した。採択を支持する意見も多く出されたが、議論が膠着状態となり、CCFA 議長の提案を受けて、CCFA に戻して再度議論することになった。ブラジルが技術的な問題は部会で議論すべきとして、部会への積極的な参加を呼びかけた。</li> <li>・食品分類 01.1.2 (その他の液状乳 (プレーン)) への乳化剤、安定剤の機能に係る食品添加物条項原案 (ステップ</li> </ul>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>5/8) : この食品分類の製品に乳化剤、安定剤の機能をもつ食品添加物を使用することにより、製品の粘度が増加し、消費者に誤認を与える等の理由によりジンバブエやコスタリカ等が採択に懸念を表明したが、多くの国が部会の合意事項を支持し、提案通り採択された。コスタリカが留保した。</p> <p>・その他は案及び原案のとおり最終採択された。</p>
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の修正原案 (ステップ 5/8)	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行うもの。	原案のとおり最終採択された。
個別食品規格の食品添加物条項の改訂と GSFA の関連する条項の改訂	<p>下記個別食品規格の食品添加物条項の改訂と GSFA の関連する条項の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 の乳・乳製品 (熟成チーズ) の規格 : チェダーの規格 (CXS 263-2007)、ダンボアの規格 (CXS 264-2007)、エダムの規格 (CXS 265-2007)、ゴーダの規格 (CXS 266-2007)、ハバティの規格 (CXS 267-2007)、サムソーの規格 (CXS 268-2007)、エメンタールの規格 (CXS 269-2007)、ティルジットの規格 (CXS 270-2007)、サンポーランの規格 (CXS 271-2007)、プロヴォローネの規格 (CXS 272-2007)、クロミエの規格 (CXS 274-2007)、カ</li> </ul>	案のとおり最終採択された。

	<p>マンベールの規格 (CXS 276-2007)、ブリーの規格 (CXS 277-2007)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 つの糖類の規格：蜂蜜の規格 (CXS 12-1987)、砂糖の規格 (CXS 212-1999)</li> <li>・ 2 つの飲料水の規格：ナチュラルミネラルウォーターの規格 (CXS 108-1981)、瓶詰又は包装された飲料水 (ナチュラルミネラルウォーターを除く) の規格 (CXS 227-2001)、</li> <li>・ 3 つの穀物・豆類の規格：小麦粉の規格 (CXS 152-1985)、クスクスの規格 (CXS 202-1995)、即席麺の規格 (CXS 249-2006)</li> <li>・ 3 つの野菜たんぱく質の規格：小麦たんぱく質製品 (小麦グルテンを含む) の規格 (CXS 163-1987)、野菜たんぱく質製品の規格 (CXS 174-1989)、大豆たんぱく質製品の規格 (CXS 175-1989)</li> </ul>	
<p>アスコルビン酸エステル類に係る食品添加物条項の改訂</p>	<p>アスコルビン酸エステル類について、GSFA の食品分類 13.1.1「乳児用調製乳」、13.1.2「フォローアップフォーミュラ」及び 13.1.3「乳児用特殊医療用調製乳」に係る、条項の注釈 15 “On the fat or oil basis.” の削除等の改訂と、それに関連し乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981) 及びフォローアップフォーミュラ規格 (CXS 156-1987) の整合を取るための改訂を行うもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

<p>注釈 161 を代替の注釈で置き換えることによる GSFA の食品添加物条項の改訂</p>	<p>GSFA の甘味料の使用に係る注釈 161 (Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble.) を代替の注釈に置き換えるもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。  ガーナとタンザニアが、注釈 161 の代替の文言について、元の注釈に含まれていた GSFA の序文の条項 3.2 が削除されていることに懸念を示したが、CCFA の議長が、GSFA の序文の条項 3.2 は、注釈へ記載されているかどうかにかかわらず、規格全てに適用されるものであると指摘した。米国、EU から、議長の指摘に同意であり、本改訂の採択を支持する旨発言があった。結局文言の修正は行われなかった。</p>
<p>「GSFA Table 3 の添加物の個別食品規格への参照」への脚注の追加</p>	<p>GSFA の「GSFA Table 3 の添加物の個別食品規格への参照」に脚注 (※) を追加するもの。  ※「このセクションには、Annex to Table 3 に対応する GSFA の食品分類が掲載されていない個別食品規格のみを掲載している。Annex to Table 3 に対応する食品分類が掲載されている個別食品規格のうち、特定の Table 3 に掲載されている添加物の使用に関する条項については、Table 1、2 の対応する食品分類に掲載されている。GSFA と個別食品規格の添加物条項の整合については作業中であり、このセクションに全ての規格がまだ掲載されているわけではないことに注意が必要である。」</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

モツァレラの規格（CXS 262-2006）中の「正当性のある使用」の表の改訂	高水分含有モツァレラにおける保存料及び表面処理における固結防止剤の使用の技術的正当性を踏まえ、「正当性のある使用」の表を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。
-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	---------------

<穀物・豆類部会（CCCPL）>

事項	概要	結果
キヌア規格における2つの条項案（ステップ8）	CCCPLはCommittee working by correspondence（電子的コミュニケーションのみによる部会）として活動中の部会。 キヌア規格は、第41回総会（2018年7月）において、水分含量及び粒度に関する条項を除き、食品表示部会（CCFL）での表示条項の承認を条件として、採択された。表示条項は第45回CCFL（2019年5月）において軽微な文言修正の上、承認された。 水分含量と粒度に関する条項案は、第41回総会以降も電子的作業により検討が進められ、今次総会に最終採択を諮ることになった。	水分含量は採択されたが、粒度は意見の相違が大きく、採択されなかった。規格は注釈付き（粒度の条項は”to be developed”）で発行されることになった。CCCPLは、キヌア規格の粒度条項の検討のため、次回総会まではCommittees working by correspondence（電子的コミュニケーションのみによる部会）を続け、コンセンサスに達しなければ、粒度の条項は削除されることになった。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	結果
農薬の最大残留基準値（MRL）原案及び改定原案（ステップ5/8）	食品又は飼料中の農薬について、第51回CCPR（2019年4月）においてステップ5/8に進めることに合意した32農薬のMRL原案及び改定原案。	コーデックス事務局より、Chlorfenapyr（fruiting vegetables, cucurbits）のMRL原案がステップ5/8で採択に諮る

		と記載されているが、誤りであるとの指摘があった。 原案のとおり最終採択された。 EU、スイス、ノルウェーが 16 農薬に係る MRL について留保した。ブラジルが Pyraclostrobin (lettuce, head) について消費者への急性リスクを懸念して留保した。
食品及び飼料のコーデックス分類の改定：作物グループの規準に当てはまらないもの（ステップ 8, 5/8）	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、他の作物グループの規準に当てはまらない「その他」グループを改定するもの。	案及び原案のとおり最終採択された。

<食品汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	結果
「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（CXS 193-1995）（GSCTFF）における特定品目中の鉛の最大基準値の原案（ステップ 5/8）	GSCTFF におけるワイン及び牛、豚、家禽の内臓の鉛の最大基準値を改定するもの。	原案のとおり最終採択された。 キューバは、基準値の検討に使用されたデータは地理的に代表的なものではないため、もう 1 年データ提出期間を延ばすべきとの意見を表明し、留保した。
チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値について、総乾燥ココア固形分含有率 30 %未満の	ガーナをはじめとするアフリカの国々は、このカテゴリーのチョコレートは特

<p>原案（総乾燥ココア固形分含有率 30 %未満のチョコレート）（ステップ 5/8）</p>	<p>チョコレートに最大基準値を設定するもの。</p>	<p>に小児の消費量が高く、提案されている基準値では十分に健康が保護されないため、より低い基準値の設定が好ましい、アフリカの生産国は基準値原案よりはるかに低い含有実態データを提出し、またアフリカの主要輸出国の生産量は世界の 카카오 生産量の 75%を占めているのに、アフリカ諸国が達成可能な濃度より 15 倍も高い基準値を設定することはアフリカ諸国の努力を台無しにするものだとして、採択に強硬に反対した。EU、ノルウェー、スイスも第 13 回 CCCF（2019 年 4 月）と同様に特に小児の健康保護の観点でより低い基準値とすべきとして留保した。</p> <p>中南米地域の国々は、提案されている基準値は、世界中の国々から入手可能なデータに基づいて設定されたものであり、カドミウムに関する JECFA の評価に基づくものであり、十分な科学的根拠がある、小児を含めた消費者の健康に影響を及ぼさないレベルであるとして、採択を支持した。</p>
-------------------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>議論が膠着状態になったため、日本が非公式会合の開催を提案し、採用された。非公式会合は CCFH 議長がファシリテーターを務めた。</p> <p>非公式会合を経て再度本会合で議論した結果、総会は本基準値原案をステップ 5 で採択することに合意した。但し、次回 CCCF で再度議論し、総会に採択を諮る基準値案について、次回総会では更なる議論なく採択することになった。</p> <p>この決定に、ベニン、EU、ナイジェリア、ノルウェー、スイスが留保した。</p>
<p>精製油及び精製油を原料とする製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオールエステル類及びグリシジルエステル類の低減に関する実施規範案（ステップ 8）</p>	<p>精製油および精製油で製造された製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオールエステル類およびグリシジルエステル類を低減するための、生産および製造工程、原材料の使用などにおける実施規範を作成するもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p> <p>インドネシアから、採択を支持するが、本実施規範の実施は小規模農家にとって挑戦であること、実施規範の実施後に、CCCF において見直しを検討すべきとの発言があった。</p>
<p>規制値のない場合に食品汚染物質の検出事例後の迅速なリスクアナリシスに関するガイドライン案（ステップ 8）</p>	<p>規制値のない場合に汚染物質が食品から検出された際に、リスク管理措置の必要性を判断するため、迅速に実施するリスクアナリシスのガイドラインを作成するもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p> <p>キューバは、特に試験所能力の違いのため、まだ多くの国がガイドラインの実施準備ができていないとして留保し、もう一度部会で議論することを提案した。</p>

		インドネシアからは、採択に反対ではないが、特に試験所の能力の面で、本ガイドラインを適用するための理解と技術的能力に差があるため、本ガイドラインが国際貿易の混乱を招く可能性があるとの発言があった。
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	結果
コーデックス規格の分析法条項の承認（分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載）	乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）の分析法、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の分析法（バージン・パーム油及び粗パーム核油における酸価及び遊離脂肪酸の分析法）及び乳・乳製品の分析法を承認するもの。	案のとおり最終採択された。
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の改定—前文及び構造原案（ステップ 5/8）	CXS 234-1999 を、CCMAS の承認を経た分析法に関する単一の参照規格とし、他のコーデックス規格と同様のフォーマットとするもの。	原案のとおり最終採択された。 コーデックス事務局より、CXS 234-1999 の前文と新しい構造は、全ての分析法を新しい構造に移行する準備に時間がかかるため、すぐには発行されないとの情報提供があった。

**PART2 総会においてステップ 8 で保留されている規格及び関連文書**

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）>

事項	概要	結果
牛ソマトトロピン（rbST）の最大残留基準値（MRL）案（ステップ8）	乳分泌促進効果のある rbST の MRL 案。 第 78 回 JECFA（2013 年 11 月）の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVD（2015 年 4 月）、第 38 回総会（2015 年 7 月）にて議論されたが合意に至らず、ステップ 8 で保留となった。第 39 回総会（2016 年 7 月）、第 40 回総会（2017 年 7 月）、第 41 回総会（2018 年 7 月）では現状を変える要求が無かったことから、再度ステップ 8 で保留となっている。	加盟国からステップ 8 から進めるべきとの要求がなかったことから、再度ステップ 8 で保留となった（特段の議論は行われなかった）。

議題 5. ステップ 5 でのコーデックス文書の採択

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	結果
ボランティアな第三者認証プログラム（vTPA）の評価及び使用のための原則及びガイドライン原案（ステップ 5）	輸出入国の食品管理システム（NFCS）に第三者認証スキームの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。採択を反対する意見はなかったが、複数の途上国から、第三者認証プログラムは民間規格に基づいており、開発途上国の生産者に特有の状況を考慮していないこと、各国が二重の認証システムを構築するリスクがあり、貿易障壁につながる可能性があること等の懸念が示された。

		<p>CCFICS 議長より、ガイドンス原案は、NFCS の目的をサポートするために、信頼できる vTPA プログラムの情報やデータを効果的に評価し、透明性のある使用をしていく点で、各国の管轄当局を支援することが目的である、管轄当局に vTPA プログラムの結果を利用することを義務づけるものではない、ガイドンス原案は当該プログラムを利用したいと考える管轄当局が行う通常のコントロールを補完するためであって、通常のコントロール等を実施するために適切な監督を維持する責任は管轄当局にあるとの説明があった。また部会では全ての要素が議論された上で総会にステップ 5 での採択が諮られたものだが、今後まだステップ 6 でのコメントの機会があるとの指摘があった。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	結果
<p>食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案 (ステ</p>	<p>食品事業者及び政府機関に対して、交差接触の防止など、食品製造におけるアレルギー管理のための実施規範を作</p>	<p>原案のとおりステップ 5 で採択された。本作業はアレルギー表示に関する</p>

ップ 5)	成するもの。	CCFL の作業との一貫性を確保するために CCFH は CCFL とよく連携して作業を継続すべきという点を確認した。
-------	--------	-------------------------------------------------------------

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	結果
フォローアップフォーミュラ規格 (CXS 156-1987) の見直し：年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示原案 (ステップ 5)	<p>改訂作業を行っている CXS 156-1987 について、セクション A (年長乳児向けフォローアップフォーミュラ) における範囲、記述及び表示に関する条項のステップ 5 での採択を諮るもの。</p> <p>なお、表示条項について、第 45 回食品表示部会 (CCFL) (2019 年 5 月) において、9.6.4 章の追加的要求事項における “cross promotion (異なる商品同士で販売促進をすること) の禁止” は CCNFSDU へ再検討を求めることになったが、その他は一部の修正をもって承認された。</p>	<p>原案のとおりステップ 5 で採択された。インドは、スコープや表示に関する問題がまだ解決していないため、採択に懸念を示し、また関連の WHO の文書や世界保健総会決議等を規格に引用するよう要請した。複数の国が、ステップ 5 の採択は支持するが cross promotion (異なる商品同士で販売促進をすること) の問題は CCNFSDU で再検討すべき旨要請した。</p> <p>コーデックス事務局は、cross promotion は次回 CCNFSDU で議論するため、技術的なコメントはステップ 6 のコメント依頼で提出するよう促した。また、第 77 回執行委員会 (2019 年 7 月) において、WHO の文書や世界保健総会決議等の引用については第 75 回執行委員会 (2018</p>

		年7月)の助言(ケースバイケースで検討すべき等)を再確認したことが報告された。
--	--	-----------------------------------------

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	結果
オレガノの規格原案(ステップ5)	乾燥オレガノの規格を作成するもの。	<p>原案のとおりステップ5で採択された。アルゼンチンより、スコープを広げてオレガノではない種が含まれたことにより、全ての条項が拡大したスコープに十分対応しておらず、修正が必要な箇所があるとして、ステップ5の採択に懸念を表明した。メキシコは、スコープに含まれた種も国際的に取引されているオレガノで、部会で合意している、ステップ5で採択すべきとの意見を表明した。複数の国がステップ5での採択を支持し、特段の修正は行われなかったが、技術的なコメントはステップ6のコメント依頼で提出することになった。</p> <p>ロシアより、5つの規格全てにおいて、ほ乳類の排泄物等の項目が設定されていることについて、公衆衛生上の懸念が</p>

		あるとの意見が出された。
ショウガの規格原案（ステップ 5）	乾燥ショウガの規格を作成するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。
バジルの規格原案（ステップ 5）	乾燥バジルの規格を作成するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。
クローブの規格原案（ステップ 5）	乾燥クローブの規格を作成するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。
サフランの規格原案（ステップ 5）	サフランの規格を作成するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。 EU やギリシャは、原案の物理的特性と化学的特性は現在の国際貿易慣行を反映していない等の懸念を示したが、議長は、技術的なコメントはステップ 6 のコメント依頼で再度提出するよう、また電子作業部会の議論に参加して意見を提出するよう促した。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	結果
卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案（ステップ 5）	卸売用食品の容器の表示について、ガイドラインを作成するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。 ニカラグアは、本作業は、規格かガイドラインかが十分に定義されないままステップ 5 に諮られているとして懸念を表明したが、コーデックス事務局は、規格かガイドラインかの分類は大まかなものであり、重要性や重み（value）は同じ

		である、ステップ 5 の採択後すぐにステップ 6 のコメント依頼が回付されるので、コメントを提出するよう促した。
--	--	----------------------------------------------------------

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	結果
測定の不確かさのガイドライン (CXG 54-2004) 改定原案 (ステップ 5)	CXG 54-2004 を内容の改善と明確化のために改定するもの。	原案のとおりステップ 5 で採択された。

議題 6. 既存のコーデックス文書の廃止

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	結果
シリアルベースの乳幼児用加工食品規格 (CXS 74-1981) における食品添加物条項の廃止	CXS 74-1981 の食品添加物条項における酒石酸モノナトリウム (INS 335(i))、酒石酸モノカリウム (INS 336(i)) 及び酒石酸ジカリウム (INS 336 (ii)) を廃止するもの。	案のとおり廃止された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	結果
ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド (CXS 256-2007) の食品添加物条項の廃止	CXS 256-2007 の食品添加物条項における酒石酸モノナトリウム (INS335(i))、酒石酸モノカリウム (INS336(i))、酒石酸ジカリウム (INS336(ii))、ソルビン酸ナトリウム	案のとおり廃止された。

	(INS 201) を廃止するもの。	
--	--------------------	--

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	結果
削除が提案された農薬の最大残留基準値 (MRL)	食品又は飼料中の農薬について、第 51 回 CCPR (2019 年 4 月) での合意に基づき既存の 22 農薬の MRL を廃止するもの。	案のとおり廃止された。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	結果
「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(CXS 193-1995) (GSCTFF) における特定品目中の鉛の最大基準値の廃止	GSCTFF において、牛、豚、家禽の内臓中の鉛の最大基準値を改定することに伴い、既存の最大基準値を削除するもの。	案のとおり廃止された。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	結果
コーデックス規格の分析法条項の廃止	乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981) の分析法及び乳・乳製品の分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。	案のとおり廃止された。

## 議題 7. 新規作業の提案

### <食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	結果
同等性に関連するコーデックスガイドラインの統合に係る作業	同等性に関連する既存のコーデックスガイドライン（食品輸出入検査認証制度についての同等性の合意の策定に関するガイドライン（CXG 34-1999）及び食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン（CXG 53-2003））と現在 CCFICS において作業中のシステムの同等性に関するガイダンスの更新・統合に係る作業を開始するもの。	新規作業として承認された。

### <食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	結果
牛肉、葉物野菜、生乳及び生乳由来のチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> : STEC）管理のガイドラインの作成	牛肉、葉物野菜、生乳及び生乳由来のチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> : STEC）管理のガイドラインの作成に係る作業を開始するもの。第 50 回 CCFH（2018 年 11 月）において新規作業を開始することに合意し、提案国であるチリ及び米国が第 50 回 CCFH における議論を踏まえてプロジェクトドキュメントを改訂し、総会へ提出、新規作業の承認を諮ることになっていた。	新規作業として承認された。 ロシアは、牛肉製品や生乳由来の他の食品を対象に含めるためにスコープの修正を要請した。WHO より、FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）の作業の成果に基づくものであり、また一次製品のリスク管理は、それに関連する加工食品のリスク低減につながるため改訂の必要はないとの

		見解が示された。他国からも現時点でのスコープの拡大には否定的な意見が出された。また米国より、今後段階的アプローチをとることにより、後の段階で他の食品分類も含めることができるとの発言があった。議論の結果、スコープは修正されなかった。
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	結果
健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス最大残留農薬基準値（MRL）の設定を免除し得る物質に関するガイダンス策定	MRL の設定が不要であるか、または設定を免除可能な健康への懸念の低い物質に関する国際的に調和されたガイドライン及び規準を作成する作業を開始するもの。	新規作業として承認された。
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）による評価又は再評価を必要とする農薬の優先順位リスト案	2020 年までに JMPR が優先的に評価（新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価）を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。	新規作業として承認された。

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	結果
食品中の鉛の最大基準値の新規設定	乳幼児用食品、スパイス類及びハーブ類、卵、砂糖類及び菓子類の最大基準値設定の新規作業を開始するもの。	新規作業として承認された。

食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 56-2004）の改訂	食品からの鉛暴露のさらなる低減のため、最新の情報に基づき既存の実施規範（CXC 56-2004）を改訂するもの。	新規作業として承認された。
カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定	カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減するための実施規範を策定するもの。	新規作業として承認された。
穀類及び穀類製品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値の新規設定	トウモロコシ及びその加工品、玄米及び精米、乳幼児用穀類加工品、ソルガムを対象として総アフラトキシンの最大基準値設定の新規作業を開始するもの。	新規作業として承認された。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	結果
インターネット販売/電子商取引に関するガイダンスの作成	包装食品の表示に関する規格（GSLPF）（CXS 1-1985）にインターネット販売/電子商取引を介して販売される食品の表示について規定する補足文書を作成するもの。	新規作業として承認された。 アルゼンチンは、オンラインで販売される食品の管理と検査に関するガイダンスを策定するため、CCFLとCCFICSが共同で作業することを提案した。
アレルギー表示に関する作業	アレルギー表示に関する下記の作業を開始するもの。 ・GSLPFにおけるアレルギー表示に関連する条項の改訂 ・アレルギーに関する予防的表示または助言的表示に関するガイダンスの作成	新規作業として承認された。 本作業はアレルギー管理に関するCCFHの作業と関連しており、両文書間の一貫性を確保するためにCCFLはCCFHとよく連携して作業を進めていくことが重要という点を確認した。

## 議題 8. 作業の中止

### <栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	結果
EPA 及び DHA の非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量 (NRV-NCD)	EPA 及び DHA の NRV-NCD の設定作業を中止するもの。	作業中止が承認された。 本作業の今後の見通しに関するロシアからの質問を受けて、WHO は、関連の研究を継続して注視しているが、現時点では本作業の継続を支持するようなエビデンスはない旨回答した。

### <食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	結果
食品添加物に関する一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の食品添加物条項の案及び原案	第 51 回 CCFA (2019 年 3 月) が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案について、規格の作成作業を中止するもの。	作業中止が承認された。

### <残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	結果
作業中止が提案された農薬の最大残留基準値 (MRL)	食品又は飼料中の農薬について、第 51 回 CCPR (2019 年 4 月) での合意に基づき 5 農薬の MRL 策定の作業を中止するもの。	作業中止が承認された。

議題 9. コーデックス規格と関連文書の修正

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	結果
ワイン中の鉛の最大基準値の修正(第 13 回 CCCF (2019 年 4 月) からの修正案)	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(CXS 193-1995) (GSCTFF) におけるワイン中の鉛の最大基準値の改定に関連し、既存の最大基準値は、今次総会の採択 (2019 年 7 月) 前に収穫されたブドウを原料とするものに適用する旨追記するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	結果
コーデックス規格の分析法条項における修辭上の修正 (第 40 回 CCMAS (2019 年 5 月) からの修正案)	既に分析法自体は採択されているが、表記が不適切であったものについて、複数行に分かれていたものを一括記載したり、一行に記載されていたものを説明を追加して複数行に分ける等、修辭上の修正を加えたもの。 (乳・乳製品規格の分析法に関し、総脂肪、無脂乳固形分中の乳タンパク質などの分析値を得るためには、総固形分、総脂肪、総タンパク質等複数の分析値を用いた計算が必要になる。しかし既存の分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) ではそれぞれの分析値を得るための個々の分析法が複数行に分かれて記載されており、それ	提案のとおり規格の修正が承認された。

	ら個別分析法で分析値が得られるとの誤解を避けるため、必要な分析法の全てを一行に一括して記載することとしたもの等。)	
--	-----------------------------------------------------------	--

<穀物・豆類部会 (CCCPL) >

事項	概要	結果
CCCPL の関連文書の修正	第 28 回総会 (2005 年) において手続きマニュアル中のコーデックス規格受諾手続きが廃止されたことに伴い、CCCPL 関連の 16 の文書における受諾手続きに関連する条項を削除するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。

<加工食肉・鶏肉部会 (CCPMPP) >

事項	概要	結果
ランチョンミート規格 (CXS 89-1981) の修正	CXS 89-1981 の英語の範囲 (スコープ) を他の言語においても使用するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。

<植物性たんぱく質部会 (CCVP) >

事項	概要	結果
食品中の植物性たんぱく製品 (VPP) の利用に関する一般ガイドライン (CXG 4-1989) の付属文書の修正	CXG 4-1989 の付属文書「植物性たんぱく製品 (VPP) の安全性及び栄養価の試験に関するコーデックスガイドライン」の「2.3 Nutritional」に、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) を参照するよう修正するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。

議題10. 総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	結果
<p>食品の清廉性／信憑性に関する討議文書</p>	<p>第24回 CCFICS（2018年10月）における本事項の議論の結果（下記）について、情報共有される予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全及び公正な貿易の確保の観点から、食品偽装に対し CCFICS が果たすべき役割について更に検討する。</li> <li>・関連するコーデックス文書が CCFICS やその他の部会で存在していることに留意して、他の部会の管轄との重複作業を避けるため、CCFICS 内外の関連する既存のコーデックス文書を包括的に分析する。</li> <li>・米国を議長、EU、イラン及び中国を共同議長とする電子作業部会を設立する。</li> </ul>	<p>総会は、第24回 CCFICS からの情報に留意した。タンザニアから、第77回執行委員会（2019年7月）でも指摘されたように、本作業は CCFICS における重要な作業であり、本作業を迅速に進める必要がある旨発言があった。</p>
<p>ウェビナー技術を組み合わせた部会と部会の間で開催する物理作業部会の試験的アプローチの評価</p>	<p>CCFICS は2017年12月にチリ及び2018年5月に英国で開催した物理作業部会において、ウェビナー（インターネットを活用した会議システム）による参加を試験的に実施した。第24回 CCFICS（2018年10月）は執行委員会に対し、下記について報告することに合意した。今次総会にも情報共有される予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物理作業部会でのウェビナーを通じた参加の取組は、参加者を増やす可能性がある。</li> <li>・ウェビナーの使用を検討する際は、今回の試験的な実施</li> </ul>	<p>総会は、第24回 CCFICS からの情報に留意した（特段の議論は行われなかった）。</p>

	<p>を通じて得られた課題を考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加する際の障壁と、その解決策を分析する必要がある。</li> </ul>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	結果
魚類及び水産製品に関する 11 の個別食品規格におけるヒスタミン食品安全に関するサンプリグプラン作成の延期	第 50 回 CCFH（2018 年 11 月）は、本事項の議論が収束しなかったことから、CCMAS での「サンプリグに関する一般ガイドライン」の改定作業が終わるまで検討を延期することに合意したことについて、情報共有される予定。	総会は、第 50 回 CCFH からの情報に留意した（特段の議論は行われなかった）。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	結果
名前の付いた魚油と魚油規格（CXS 329-2017）の要件（特に脂肪酸組成）との適合性のモニタリングの結果と貿易への影響に関する報告	第 26 回 CCFO（2019 年 2 月）において、魚油の規格の適用性と貿易への影響に関する調査結果について議論され、今後更なる調査は不要であること、また今後問題が発生した場合、各国は必要に応じ規格の再検討の提案を行うことに合意した。今次総会にこの旨情報共有される予定。	総会は、第 26 回 CCFO からの情報に留意した（特段の議論は行われなかった）。
CCFO の作業管理の改善に関する討議文書	第 73 回執行委員会（2017 年 7 月）は CCFO の作業量が膨大な状況にあることから、CCFO にプロジェクトドキュメントの簡略化等、作業管理の改善を検討するよう要	総会は、第 26 回 CCFO からの情報に留意した。 国際オリーブ協会（IOC）より、第 26 回

	<p>請していた。第 26 回 CCFO (2019 年 2 月) での議論の結果、下記に合意した。今次総会にこの旨情報共有される予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトドキュメントは引続き既存のフォーマットを活用することを基本とし、作成国の判断によりケースバイケースで余分な情報を削除して適宜簡略化する。</li> <li>・新規作業に係る作業管理のため、コーデックス事務局は各会合前に各国に回付文書を発出し、新規作業がある場合は期限内に提出するよう求める。</li> <li>・各会合期間中に会期内作業部会を開催し、提出された新規作業提案について、規格策定の必要性等を検討する。</li> </ul>	<p>CCFO において、「オリーブ油及びオリーブ 粕油 規格 (CXS 33-1981)」から”Ordinary virgin olive oil”を削除することに合意したことについて、IOC によるオリーブ油規格と整合しないとして、懸念を表明し、CCFO で再検討すべきとの発言があった。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	結果
<p>「モッツァレラの規格 (CXS 262-2006)」の対象となる高水分含有モッツァレラにおける保存料及び表面処理における固結防止剤の使用の技術的正当性</p>	<p>第 40 回総会 (2017 年 7 月) から CCFA に対し、コーデックス乳・乳製品部会 (CCMMP) が策定した個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合の作業の中で本事項について検討するように要請があり、第 50 回 CCFA (2018 年 3 月) において、GSFA に関する電子的作業部会で検討することに合意した。その後第 51 回 CCFA (2019 年 3 月) において、議論の結果、今次総会に下記を情報共有することに合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高水分含有モッツァレラの表面処理における固結防</li> </ul>	<p>総会は、第 51 回 CCFA からの情報に留意した (特段の議論は行われなかった)。</p>

	<p>止剤の使用はカットされた製品のみ技術的に正当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高水分含有モッツァレラの表面処理における保存料の使用は液体に入れられていない場合のみ技術的に正当である。</li> </ul> <p>また第 51 回 CCFA は、上記を考慮して、「モッツァレラの規格 (CXS 262-2006)」中の「正当性のある使用」の表の改訂を今次総会に採択を諮ることに合意した (議題 4 の CCFA の関連事項参照)。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	結果
分析法の承認に関するガイダンス	第 40 回 CCMAS (2019 年 5 月) において、分析法承認のためのガイダンス文書及び情報提供用テンプレートは、CCMAS の内部使用を目的とした情報提供文書とすること、また、当該ガイダンス文書は分析法承認の過程で生じた問題に対応し、今後も必要に応じて修正することに合意した旨情報共有される。	総会は、第 40 回 CCMAS からの情報に留意した (特段の議論は行われなかった)。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	結果
CCPFV の作業状況と今後の活動について (CCPFV 議長からの提	CCPFV は現在 committee working by correspondence (電子的コミュニケーションのみによる部会) として活	インドより、第 43 回総会 (2020 年 7 月) にステップ 5 での採択を諮ることができ

案)	<p>動中の部会。第 41 回総会において 7 つの電子作業部会（乾燥フルーツ、チリソース、コチュジャン、フルーツサラダの缶詰、マンゴーチャツネ、食品添加物部会からの付託事項への回答、分析・サンプリング法部会からの付託事項への回答）を設置すること、2018 年 12 月に各電子作業部会の進捗状況を踏まえ、物理的な会合を開催するかどうか決定することが提案され、承認された。</p> <p>今次総会において、CCPFV 議長は、作業の進捗状況が物理的な会合を開催するのに十分なレベルに達するまで引き続き <b>Committees working by correspondence</b>（電子的コミュニケーションのみによる部会）を継続すること、作業の結果コンセンサスに達した規格原案は総会へ予備採択あるいは最終採択を諮ること、2020 年に物理的な会合を開催するかどうかは作業の進捗状況を踏まえて決定すること等の検討を求めている。</p>	<p>るよう、2020 年の前半に物理的な会合の開催を求める意見が出されたが、米国の議長に代わって、第 41 回総会での結論のとおり、作業の進捗状況を踏まえて決定することを要請した。</p> <p>総会は、CCPFV は引き続き <b>Committees working by correspondence</b>（電子的コミュニケーションのみによる部会）により作業を進めることとし、また作業の進捗状況を踏まえて 2020 年に物理的な会合を開催することが適切かどうかを検討することになった。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<糖類部会 (CCS) >

事項	概要	結果
<p>パネラの規格案（分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格案）</p>	<p>第 40 回総会（2017 年 7 月）において、第 73 回執行委員会（2017 年 7 月）からの勧告を踏まえ、作業中止を検討したものの、主にラテンアメリカ・カリブ海地域より作業継続の提案が多数あり、結果、<b>Committees working by correspondence</b>（電子的コミュニケーションのみによる</p>	<p>第 77 回執行委員会（2019 年 7 月）は、何度も作業完了期限を延長しているものの作業に進展がないことから、第 75 回執行委員会（2018 年 7 月）と同様、作業中止を勧告した。CCS 議長国のコロンビ</p>

	<p>部会)により作業を継続し、第41回総会(2018年7月)への進捗報告を踏まえて作業中止について判断することに合意した。第75回執行委員会(2018年6月)も名称、スコープ(範囲)、特性に関するコンセンサスがなく、本作業の中止を勧告し、第41回総会(2018年7月)に勧告したが、CCS議長国であるコロンビアを含む南米諸国とアフリカ諸国が作業継続を希望した。議長からコロンビアに対し、物理的な会合を開催し、懸念事項の解決を図るよう求めたが、コロンビアが本国と連絡した結果、CCSはもう一年電子的作業を継続し、次回第42回総会に報告することに合意した。</p>	<p>アは、この執行委員会の勧告を受け入れることを表明した。また今後、本件に関心のある国があれば、改めて新規作業提案として準備したいとの発言があった。作業中止を求めている日本は作業中止を支持した。</p> <p>総会は作業中止に合意し、これに伴い、Committees working by correspondenceとして作業してきたCCSは休会となった。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 議題11. コーデックス戦略計画 2020-2025

概要	結果
<p>コーデックス戦略計画 2020-2025 は、現行の戦略計画(2014-2019)の次期計画であり、2020年から2025年間のコーデックスの活動の基礎となるものである。新規作業を提案する場合には、戦略計画に則していることが求められる。</p> <p>次期戦略計画案は、今次総会での採択を目指し、執行委員会の下に設置された「次期戦略計画に関する小委員会」(第76回執行委員会(2018年7月)において設置に合意)において、各国から提出されたコメントを踏まえて、ドラフティング作業が行われてきた。現</p>	<p>多くの国から、これまでに提出した全てのコメントが受け入れられてはいないが、必要な要素は盛り込まれており、今後6年間のコーデックスの作業の構想が示されているとして、第77回執行委員会のまとめた最終案を支持する意見が出された。</p> <p>執行委員会における議論同様、戦略計画の第2章「変革の要素(Drivers for Change)」に関し、コーデックスの基準設定活動への変革をもたらす要素に「消費者の懸念」を含めることに懸念を示した国もあったが、議長から、脚注をつけて「食品安全及び品質に</p>

在の案は、コーデックスは下記の 5 つの目標の達成に向けた作業に献身することとし、それぞれの目標の下に具体的な達成目標と成果、指標が明記されている。

・目標 1：[食品の安全及び品質において][コーデックスのメンバーによって同定された]現在、新たに出現した重要な問題に[積極的かつ適時に]取り組む。

・目標 2：[科学及び][コーデックスの]リスクアナリシスの原則に基づいて基準を策定する。

・目標 3：コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める。

・目標 4：全てのコーデックスメンバーが基準設定プロセスのあらゆる段階に参加する能力を持つ。

・目標 5：戦略計画の全目標の効率的かつ効果的な達成を支援する作業管理システムと実践を強化する。

今次総会では、第 77 回執行委員会（2019 年 7 月）において合意した最終案について議論が行われた。

関する消費者懸念」である旨限定していると説明があった。

議論の結果、今次総会において、第 77 回執行委員会から提案された最終案のとおり採択された。

戦略計画 2020-2025 は、コーデックスは下記の 5 つの目標の達成に向けた作業に献身することとし、それぞれの目標の下に具体的な達成目標と成果、指標が明記されている。

・目標 1：現在、新たに出現した重要な問題に適時に取り組む。

・目標 2：コーデックスのリスクアナリシスの原則に基づいて基準を策定する。

・目標 3：コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める。

・目標 4：基準設定プロセスを通して全てのコーデックスメンバー国の参加を促進する。

・目標 5：戦略計画の全目標の効率的かつ効果的な達成を支援する作業管理システムと実践を強化する。

また、第 77 回執行委員会の合意事項のとおり、今後の具体的な作業計画は執行委員会の下に小委員会を設置して検討すること、今秋開催される各地域調整部会において戦略計画の具体的な作業計画等を議論すること（アジア地域調整部会は 9 月 23 日～27 日にインドにおいて開催）、各地域調整部会の議論を踏まえ、第 79 回執行委員会（2020 年 6 月）において最終案を検討し、次回第 43 回総会に提出することに合意した。

戦略計画と作業計画は次回総会とその後 2 年ごとに見直されるこ

	とになっている。
--	----------

議題 1 2. コーデックスの財政及び予算に関する事項 (2018-2019 年の進捗報告)

概要	結果
<p>コーデックス財政及び予算に関して、2018 年の支出及び 2019 年の支出予定について報告された。</p>	<p>コーデックス事務局より、2019 年は開催される部会の数が多いため、2018～2019 年の支出が少なくなる可能性は低いとの説明があった。コーデックス事務局は支出状況を注意深く監視していくこととし、2022～2023 年の作業計画と予算提案の準備において、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施を支援するために必要な追加的なリソースを検討することになった。</p> <p>また、コーデックスの活動に対するメンバー国の追加的な貢献に関する説明の中で、部会を開催するホスト国や日本を含めコーデックス事務局へ人材を派遣しているメンバー国に対し、感謝の意が示された。</p>

議題 1 3. FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援 (活動、財政及び予算)

概要	結果
<p>最近の FAO/WHO 専門家会合等の開催状況、2018-2019 年の科学的助言の作業計画の実施のために必要な予算、及び 2019 年 5 月時点の科学的助言の要請状況について報告された。</p>	<p>FAO 及び WHO の代表から、最近行われた JECFA 会合やいくつかの追加の会合、JEMNU (栄養に関する FAO/WHO 合同専門家会合) の第 1 回目の会合予定 (2019 年 7 月) と今後のスケジュール</p>

	ル等について紹介された。
--	--------------

議題 1 3. 1 コーデックスへ提供される科学的助言の持続可能な資金に関する討議文書

概要	結果
<p>第 41 回総会（2018 年 7 月）において、科学的助言に関する資金を安定的に確保するため、短期的及び長期的な解決策に関する戦略の必要性について言及があり、関心のある国が次回以降の総会に討議文書を提出することになった。これを受けて、EU の呼びかけにより、EU28 加盟国、ブラジル、チリ、インド、ニュージーランド、米国等が共同で本文書を今次総会に提出した。</p> <p>内容は、科学的助言に関する持続可能な資金の確保に関する懸念を再度強調するとともに、FAO 及び WHO に対し、十分かつ持続的な資金確保のためよりいっそう努力すること、具体的には、FAO に対してはこの問題に関する FAO 運営部門の近年の取組に謝意を表明しつつ今後も更なる取組を促すこと、また WHO に対しては同様の検討を促すとともに、各国に対し WHO の運営部門における各国の代表に WHO の通常予算からの十分かつ持続的な資金確保の提供の重要性を強調するよう促すことを提言し、これらの提言に対するコンセンサスを求めているもの。</p>	<p>EU から、共同文書の趣旨について、科学的助言のための持続可能な資金確保の問題が長く続いており、FAO と WHO へ更なる努力をお願いしたいこと、FAO と WHO のそれぞれの通常予算から科学的助言のための安定的な資金確保が必要であること等説明があった。また FAO と WHO に対し、コーデックス総会の規則<sup>2</sup>に従って、FAO と WHO の事務総長がそれぞれの運営部門に第 41 回総会の勧告（「FAO と WHO は科学的助言のための十分かつ持続可能な資金を提供する」）を注意喚起したかどうかフィードバックを求めた。各国からも科学的助言は重要であり、本件の解決策を求める声があがった。</p> <p>FAO からは、本件は既に多くの FAO の通常の会合において議論されたことが述べられるとともに、FAO の会合の場で本件を問題提起した国に謝意が表明された。また FAO の科学的助言にかかる予算は事実上既に通常予算でカバーされていることも報告された。</p> <p>WHO からは、科学的助言の重要性は認識しており、WHO へ任意</p>

<sup>2</sup> Rule X. 3 of the Rules of Procedure of the Codex Alimentarius Commission: Recommendations of the Commission having policy, programme or financial implications for FAO and/or WHO shall be brought by the Directors-General to the attention of the governing bodies of FAO and/or WHO for appropriate action.; Codex Procedural Manual, 26th edition, pp 16.

	<p>         拠出している国に感謝していること、一方 WHO の現在の財政構造上、通常予算は全収入の 25%のみしかない旨説明があった。また世界保健総会において、2020～2021 年の予算は科学的助言へは配分されないことが決まった旨情報共有されるとともに、WHO の運営部門の会合アジェンダを決定する上で加盟国との議論を継続していくことが重要との発言があった。       </p> <p>         総会として、共同文書中の FAO 及び WHO への提言を支持することとし、また各国に対し、FAO 及び WHO の運営部門において、コーデックスへの科学的助言の十分かつ持続可能な資金拠出を引き続き強調していくようそれぞれの代表に促すことになったが、それ以外の具体的取組に関して特段の結論は出されなかった。       </p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 議題 1 4. FAO 及び WHO から提起された事項

概要	結果
<p>FAO 及び WHO からコーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告や要請が行われた。</p>	<p>           FAO 及び WHO より、第 1 回国際食品安全会議と食品安全と貿易に関する国際フォーラムが、2019 年 2 月にアディスアベバ（エチオピア）で、4 月にジュネーブ（スイス）でそれぞれ開催されたこと、第 1 回となる世界食品安全の日（6 月 7 日）を祝うイベントが FAO 及び WHO において開催され、今後は FAO と WHO で交互にイベントを開催する予定であること、WHO に科学的助言の作業を担う新しい部署（Division on Science）を設置するため組織再編を行うこと等が報告された。         </p>

	<p>2つの食品安全にかかる国際会議に関し、その成果について各地域調整部会で議論することになっており、議論への積極的な参加が呼びかけられた。</p> <p>また世界食品安全の日を祝うイベントは食品安全やコーデックスの作業に関する認識を高めることにつながり、メンバー国に毎年開催するよう促した。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 議題15. FAO及びWHOの能力開発活動に関するサイドイベントの報告

概要	結果
<p>総会期間中にFAO及びWHOによる能力開発活動に関するサイドイベントが開催され、第41回総会（2018年7月）以降の活動の紹介。総会ではサイドイベントの内容が報告された。</p>	<p>FAO及びWHOより、サイドイベントの内容を紹介しつつ、FAO/WHO共同食品管理システム管理ツール、全ゲノムシーケンスに関する作業、2019年12月にアブダビ（UAE）での開催が予定されている第2回INFOSAN（国際食品安全当局ネットワーク）グローバル会議の開催を通して各国における食品管理システムの強化に力を入れていることが報告された。</p> <p>ラオスから、コーデックスの能力開発を目的とした日本によるFAOアジア太平洋地域事務所への拠出事業について、感謝の意を示す発言があった。</p>

#### 議題16. コーデックス信託基金（CTF2）に関するサイドイベントの報告

概要	結果

<p>総会期間中、新たなコーデックス信託基金（Codex Trust Fund 2（CTF2））に関するサイドイベントが開催され、セネガル（第1期対象国）、ホンデュラス（第2期対象国）、北マケドニア共和国（第2期対象国）、ノルウェー（メンター国）、FAO/WHOのCTF2サポートスタッフ及びCTF事務局によるパネルディスカッションが行われた。「CTF2のプロジェクトを成功させるための計画と実施」をテーマに、しっかりとした申請内容を準備するために、実施状況や申請の経験に基づく他国へのアドバイス、申請に際して気を付けるべき点等が共有された。総会では、2018年におけるCTF2の成果や活動の技術、運営、財政に関する概要と、サイドイベントの内容が報告された。</p>	<p>CTF事務局より、CTF2は2016年開始以降、第1期から第3期の応募受付を通して27カ国に支援を提供していること、第4期の応募受付は本年8月15日から11月30日までであり、サイドイベントの内容は議場配布文書によりコーデックス事務局ホームページに掲載しているため、申請を検討しているメンバー国は参考にしてほしいとの発言があった。セネガルからは、第1期対象国としての経験を踏まえて他のメンバー国の申請を手助けしたいとの申し出があった。また米国からは、CTFの効果を測定する基準の作成に協力したいとの申し出があった。</p> <p>CTF2の抛出国から、CTF1よりコーデックスの会議への参加が増え、またCTF2により会議への効果的な参加や各国におけるコーデックス構造の強化につながっており、CTFは重要な役割を果たしており、さらに支援していくべきとの発言があった。WHOからは、セネガルの例のように、既に対象となってプロジェクトを実施している国が他国に経験を共有し、支援していくことはとても喜ばしい状況であるとの発言があった。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題17. 議長・副議長及び地域代表国（各地域から選出される執行委員会のメンバー）の選出

概要	結果
<p>・議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは2回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は2期目であることから、再度立候補が可能である</p>	<p>・議長及び副議長の選出： 現在の議長及び副議長が再選された。</p> <p>・地域代表国の選出：</p>

<p>る。</p> <p>・地域代表国は、各 7 地域から 1 カ国ずつ、総会において選出される執行委員会のメンバーである。任期を満了（1 期 2 年、再選可）した国については次期地域代表国が選出される予定。今次総会では、アフリカ地域（ナイジェリア）、アジア地域（マレーシア）、欧州地域（ノルウェー）、ラテンアメリカ地域（メキシコ）からの代表国は、任期満了に伴い新たな地域代表国が選出される。近東地域（エジプト）、北米地域（米国）、南西太平洋地域（豪州）は再選可能。</p>	<p>日本は新たなアジア地域代表に立候補し、他に立候補国はなく、選出された。地域代表の任期は 2 年間、再選 1 回（計 4 年、2023 年総会まで）。</p> <p>アフリカ地域からはタンザニア、欧州地域からはドイツ、ラテンアメリカ地域からはウルグアイが選出された。</p> <p>ラテンアメリカ地域代表の選出に際し、コスタリカ、ペルー、ウルグアイの 3 カ国が立候補したため、3 カ国による選挙を行ったが、第 1 回目投票の結果は、ペルー 29 票、コスタリカ及びウルグアイは 23 票で、1 位のペルーの票が過半数を超えなかったため決定せず、FAO の投票ルールに則り、まずはコスタリカとウルグアイで選挙し、勝った方がペルーと選挙することになった。その結果、ウルグアイに決定した。</p> <p>近東地域代表はエジプト、北米地域代表は米国、南西太平洋地域代表は豪州が再選された。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題 18. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

概要	結果
<p>各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（部会ホスト国）を確認するもの。</p>	<p>現在の部会ホスト国を確認した。また糖類部会の休会に合意した。また総会は CCFO、CCFFV、CCFL、CCMAS、CCS の前議長の長年の功績に感謝の意を表明した。</p>

## 議題 19. その他の作業

### ① 国際ブドウ・ワイン機構（OIV）とコーデックス間の協力（OIVによる提案）

オブザーバー機関である OIV からコーデックスとのより緊密な協力関係の構築を提案する議場配布文書が総会直前に提示された。主に OIV の加盟国であるメンバーからは提案を歓迎するとの発言があったが、米国やカナダ等から、国際政府機関（IGOs）との連携は手続きマニュアルにあるガイドラインに沿って進められており、コーデックスは他機関と協力しつつも独立して運営されるべきであること、また過去の総会において国際獣疫事務局（OIE）との連携について提案されたものの受入れられなかった経緯があること等、特別な協力関係の構築に難色を示す意見が出された。

議論の結果、既存のメカニズムで十分であり、それを活用すべきとなった。

### ② 公衆衛生の促進と持続可能な開発目標（SDGs）の達成のためのコーデックス規格の重要性（サウジアラビアによる提案）

サウジアラビアは、総会期間中に議場配布文書を提示し、CCNFSDU が SDGs の目標 3（すべての人に健康と福祉を）を達成するために取組むべき旨総会に要請していた。サウジアラビアから議場配布文書の内容に沿って説明されたが特段の議論は行われなかった。

### ③ 食品の栄養強化（fortification）プログラムにおける塩基性メタクリル酸共重合体（BMC, INS 1205）の使用に対する支持（セネガルによる提案）

セネガルから、塩基性メタクリル酸共重合体は栄養分のキャリアとして、他の途上国に対して大いに人道的な利点をもたらすものであり、その使用への支持を求める議場配布文書が総会期間中に提示された。コーデックス事務局から、BMC は、第 51 回 CCFA（2019 年 3 月）において、機能分類を **glazing agent**（食品の外皮に使用し、食品に光沢を与える又はその表面を保護する）及び **carrier**（甘味料、香料、栄養素などを溶解、希釈、分散させることで、その取り扱いを容易にする）として、GSEFA の表 3（JECFA が「一日摂取許容量（ADI）を特定しない」と評価した食品添加物とその機能分類を食品添加物の名称の順に並べた表）に含めることに合意し、現在ステップ 3 の状況であり、今後適切な時期に総会において関連の食品添加物条項が検討されるとの説明があった。

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 21 回アジア地域調整部会

日時：2019 年 9 月 23 日（月）～9 月 27 日（金）

場所：ゴア（インド）

### 仮議題

1	議題の採択
2	基調講演－一次生産での食品安全：発展中の地域における課題と優良事例
3.1	各国における食品の安全及び品質に関する状況：地域における現在及び新たな課題
3.2	食品安全の将来：第 1 回 FAO/WHO/AU(アフリカ連合)国際食品安全会議及び食品安全と貿易に関する国際フォーラムの成果 - 次の課題
3.3	各国における食品の安全及び品質に関する状況：食品安全管理システムに関する情報共有のためのオンラインプラットフォームの活用及び情報と将来の計画・見通しに関する状況
4	地域におけるコーデックス規格の使用
5	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
6	地域に関連するコーデックスの作業
7.1	コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施のモニタリング
7.2	コーデックス戦略計画 2020-2025：実施のロードマップ
8	コーデックスコミュニケーション作業計画
9	コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
10	バチルス属（ <i>Bacillus species</i> ）を使って発酵させた大豆製品の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
11	急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
12	ちまき（Zongzi）の地域規格／実施規範の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
13	地域調整国の指名
14	その他の事項

15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

## 第 21 回アジア地域調整部会（CCASIA）の主な検討議題

日時：2019 年 9 月 23 日（月）～9 月 27 日（金）

場所：ゴア（インド）

### 主要議題の検討内容

#### 仮議題 2. 基調講演—一次生産での食品安全：発展中の地域における課題と優良事例

第 38 回総会（2015 年）において地域調整部会の議題を基本的に統一することが承認され、前回第 20 回会合から含まれている議題。インド中央農業大学学長の Ayyappan 氏が標記題目の講演を行う。

（対処方針）

情報収集に努め適宜対処したい。

#### 仮議題 3.1. 各国における食品の安全及び品質に関する状況：地域における現在及び新たな課題

今次部会に先立ち、アジア地域調整国のインドからアジア地域メンバー国に食品安全及び品質に関連し今後 5～10 年に新たに顕在化が見込まれる課題（emerging issues）の有無を調査する質問状が回付された。今次部会では、FAO 及び WHO がとりまとめた回答結果が報告される予定。

（対処方針）

アジア地域における食品安全及び品質に関する課題について、FAO 及び WHO からの報告及び各国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

#### 仮議題 3.2. 食品安全の将来：第 1 回 FAO/WHO/AU(アフリカ連合)国際食品安全会議及び食品安全と貿易に関する国際フォーラムの成果 - 次の課題

FAO 及び WHO は、本年 2 月、アディスアベバ（エチオピア）において、AU とともに第 1 回国際食品安全会議を開催し、また本年 4 月にはジュネーブ（スイス）において、WTO（世界貿易機関）とともに食品安全と貿易に関する国際フォーラムを開催した。これらの食品安全にかかる国際会議開催を契機として、FAO 及び WHO は、地域調整部会に対し、国際レベル、地域レベル、及び国レベルにおける今後 10 年間の持続可能な食品安全システムの開発を支援するための更なる活動について議論することを要請している。

今次部会において、今後 10 年間の食品安全の活動分野、メンバー国、FAO 及び WHO、またその他の関係者が主導できる役割と具体的な活動、それぞれの活動の実施期限について、仮議題 3.1 で議論される現在及び新たな課題よりも幅広い観点で議論される予定。

（対処方針）

日本が現在また今後も継続を予定している食品安全に関する能力支援活動や広報活動等を紹介するとともに、メンバー国あるいは FAO 及び WHO 等が継続して行うことができるよ

うな活動分野の特定に向けて、活発な議論が行われるよう対処したい。

### **仮議題 3.3. 各国における食品の安全及び品質に関する状況：食品安全管理システムに関する情報共有のためのオンラインプラットフォームの活用及び情報と将来の計画・見通しに関する状況**

各国の食品管理システムに関する情報をより簡便に入手したり、共有するためのツールとして、オンラインのプラットフォームの導入が進められている。現在プラットフォームはFAO、WHO及びコーデックス事務局が管理しており、各国のコーデックスコンタクトポイントは情報を掲載したり修正することができる。

現在のところ、アジア地域ではオンラインプラットフォームがまだ十分に活用されていないことから、今次部会において、オンラインプラットフォームが目的に則したものか、情報の掲載あるいは掲載した情報の公表に障壁となっているものは何か、またより目的に則したものにするためにどのように改善していくかについて議論される予定。

(対処方針)

我が国がオンラインプラットフォームにより食品管理システムに関する情報を提供した際の経験を情報提供するとともに、各国の意見を聴取しつつ、オンラインプラットフォームにより提供された情報がより有効に活用されるべきとの立場で対処したい。

### **仮議題 4. 地域におけるコーデックス規格の使用**

今次部会に先立ち、各国のコーデックス規格の使用状況のうち、①動物用医薬品に関する食品中の最大残留基準値(MRLs)、②薬剤耐性に関するガイドライン・実施規範、③路上販売食品の地域衛生実施規範の3項目の使用状況及び使用に際しての問題点について、コーデックス事務局による調査が行われた。今次部会ではこの調査結果をまとめた作業文書に沿って、コーデックス規格の使用の問題点やコーデックス規格の重要性に関する認識を高めていくための方策や、今後の調査の内容や回答率を挙げるための方策について議論される。

(対処方針)

我が国における取組を情報提供するとともに、各国の状況を聴取し、現在のアジア地域におけるコーデックス規格の使用に関する障壁や課題の把握に努めることとしたい。また、今後も同様の調査を継続する場合は、詳細な回答を求める質問状は避けるべきであり、収集した情報が有効に活用されるべきとの立場で対処したい。

### **仮議題 5. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項**

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される。

主要な議題は以下のとおり。

#### **コーデックス作業管理の定期的レビュー：電子作業部会（第40回総会からの付託事項）**

第40回総会（2017年）において、電子作業部会への積極的な参加の障壁となっている

問題を調査し、可能な解決策を見出すため、コーデックス事務局が地域調整国とともに作業することが勧告されており、これについて議論される。

(対処方針)

類似の議論が行われる仮議題 7.1. 「コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施のモニタリング」において議論することを提案したい。

#### 全体的な作業（第 73 回執行委員会からの付託事項）

CCASIA では現在 4 つの地域規格策定にかかる討議文書が検討されていることから、第 73 回執行委員会（2017 年）は CCASIA に対し、地域調整部会の地域フォーラムとしての役割、全地域調整部会に共通の議題の検討、及び地域規格の策定機能をバランスよく果たすため、これら 4 つの新規作業提案を優先付けし、段階的に行うよう要請している。

(対処方針)

コーデックス事務局に対し、新規作業提案の優先付けに関する各部会の対応について情報提供を求めることとしたい。CCASIA における新規作業提案の優先付けは、手続きマニュアル中の「作業の優先順位の設定のための規準」で十分にカバーされているので、新たなメカニズムの作成は不要との立場で対処したい。

#### 海苔製品の分析法（第 38 回分析・サンプリング法部会からの付託事項）

海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）は第 40 回総会において最終採択された。但し分析法について、第 38 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2017 年）において水分の分析法は承認されたが、酸価（acid value）の分析法は承認されなかった。海苔製品の酸価のために提案された分析法は、本来、油脂に適用するものであるため、第 38 回 CCMAS は CCASIA に対し、海苔製品に適用するのか製品から抽出した油脂に適用するのか明確にするように求めることに合意した。抽出した油脂に適用されるのであれば、提案された分析法がタイプ I 分析法として承認される。

また、第 38 回 CCMAS は、海苔製品規格に記載されている油脂抽出法は、即席麺のコーデックス規格（CXS 249-2006）に記載されたものであり、即席麺に対しては分析法全体（抽出及び分析）として妥当性確認されているが（タイプ I）、海苔製品で妥当性が確認されるかが不明であることから、本分析法を海苔製品に適用する場合にはタイプ IV 分析法としての分類を提言した。但し、CCASIA がこのタイプ分類の再検討を求める場合には、海苔製品での妥当性確認のデータを CCMAS に提出するよう要請することになった。

サンプリングプランについて、第 38 回 CCMAS において、サンプリングに関する一般ガイドライン（GL50）（CXG 50-2004）で推奨されている値に対応していないため承認されなかった。第 38 回 CCMAS は、CCASIA に対し、GL50 に沿った値を再検討するよう求めることに合意した。

今次部会ではこれらの事項について議論される予定。

(対処方針)

各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

#### 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS192-1995）の関連条項の整合に関するガイダンス及び整合計画（第 50 回食品添加物部会からの付託事項）

第 50 回食品添加物部会（CCFA）（2018 年）において、GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンス（情報提供文書）をコーデックス委員会のウェブサイトで公開することに合意したこと、また、CCFA において、地域調整部会で策定された規格の整合作業は 2022 年か 2023 年に完了することを予定していることについて報告される。今次部会では、この CCASIA で策定された地域規格の食品添加物条項の整合作業の進め方について議論される予定。

（対処方針）

各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

#### 食品添加物条項の廃止の検討（第 50 回 CCFA からの付託事項）

第 50 回 CCFA（2018 年）は、CCASIA に対し、酒石酸の食品添加物の同一性及び純度に関する規格がないことから、発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）及びチリソースの地域規格（CXS 306R-2011）から酒石酸の食品添加物条項を削除するよう要請しており、これについて議論される予定。

（対処方針）

適宜対処したい。

#### コーデックス戦略計画 2020-2025（第 42 回総会からの付託事項）

第 42 回総会（2019 年）において、2020 年から 2025 年の間のコーデックスの活動の基礎となるコーデックス戦略計画 2020-2025 が採択され、各国に、各地域調整部会における戦略計画の具体的な作業計画策定の議論に積極的に参加することが要請された。本件については仮議題 7.2 において、また戦略目標 3「コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める」に関連するコーデックスコミュニケーション計画については仮議題 8 において議論される。

（対処方針）

仮議題 8 参照。

#### アジア地域調整国（第 42 回総会からの付託事項）

第 42 回総会（2019 年）は、全地域調整部会が 1 年延期となったことから、現在のアジア地域調整国であるインドは第 43 回総会（2020 年）まで任期を継続することを確認した。インドは現在 2 期目を務めており、第 43 回コーデックス総会（2020 年）で任期を満了するため、今次地域調整部会において、次期調整国の指名が行われる。これについて、仮議題 13 において議論される。

（対処方針）

仮議題 13 参照

## 加工果実・野菜部会（第 77 回執行委員会からの付託事項）

第 77 回執行委員会（2019 年）において、加工果実・野菜部会（CCPFV）において要望があがっているカシューナッツの作業は地域調整部会で議論するよう要請されていることについて、議論される。

（対処方針）

各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

## 仮議題 6. 地域に関連するコーデックスの作業

コーデックスに関する各国の関心事項や各コーデックス部会の開催前に開催しているアジア地域調整会合への積極的な参加のために必要な活動、コーデックスの活動への参加の障壁と改善策等について議論される議題。

今次部会に先立ち、地域調整国のインドからアジア地域メンバー国に本議題に関連する質問状が回付されており、今次部会には、インドが各国からの回答をとりまとめた作業文書が提示される予定となっている。資料未着。

## 仮議題 7.1. コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施のモニタリング

コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施状況について、特に、地域においてこの間にあった進展、第 79 回執行委員会でとりまとめる最終結果報告書に記載すべき進展や障壁とそれらをメンバー国間で共有するメカニズム、また電子作業部会にどのように効果的に参加することができるかについて、議論される予定。

（対処方針）

コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施状況について、我が国の状況を情報提供するとともに、各国の状況を聴取し、現在のアジア地域における主要な障壁や課題等の把握に努めることとしたい。また本戦略計画に関する最終結果報告書は、各地域調整国を通じて各地域のメンバー国への情報提供を行うことを提案する等対処したい。

## 仮議題 7.2. コーデックス戦略計画 2020-2025 : 実施のロードマップ

第 42 回総会（2019 年）において、コーデックス戦略計画 2020-2025 に合意し、その具体的な実施計画について各地域調整部会で議論することになった。

今次部会では、戦略計画 2020-2025 において地域調整部会とメンバー国が実施責任者となっている目標と目的のうちアジア地域において今後 2 年間（2020-2022 年）の優先的な事項、及びそれらの達成に向けて実施すべき活動を特定し、これらの活動が戦略計画の達成にどのように貢献するかについて議論される予定。

（対処方針）

今後 2 年間の優先事項や実施すべき活動は、仮議題 3、仮議題 6 及び仮議題 7.1 において各国から共有される障壁や課題等に関連する事項に優先的に取り組むべきとの立場で対処したい。

## 仮議題 8. コーデックスコミュニケーション作業計画

近年コーデックス事務局は、コーデックスの活動をより広く一般に伝えるため、特にウェブサイトの活用注力している。2017年12月には地域における活動を伝えるため、各地域ページが設置されている。第42回総会において合意されたコーデックス戦略計画2020-2025の目標3「コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める」では、コミュニケーションはコーデックス規格の認識を高め、コーデックスの作業をより効果的にするために必須とされ、また目的3.1「コーデックス規格の認識を高める」では、コミュニケーション作業計画における活動の数が成果指標となっている。

このことから、今次部会では、コーデックス事務局から、国及び地域レベルでコーデックスや関連する活動についてより効果的なコミュニケーションをとるため、地域調整部会を通して実施するコミュニケーション作業計画案が提示されており、その採択が求められている。具体的には、作業計画案では、コーデックス戦略計画2020-2025の目的3.1に基づいて作成された「1. 明確なコミュニケーションチャンネルを設定する」、「2. 地域におけるコーデックス規格の価値についてコミュニケーションする」の2つの目的とそれらの活動、次回第22回部会（2021年）あるいは第43回総会（2020年）までの達成の指標について示されている。

（対処方針）

メンバー国にとって実施可能かつ達成可能な作業計画を作成すべきとの立場で対処したい。

## 仮議題 9. コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

前回会合において、韓国がマッコリの地域規格作成を提案したが、各国からの意見を受けて、より包括的な規格とするため、規格のスコップ（対象範囲）を「コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）」に拡大することになった。また、アジア地域内におけるその他の類似の製品と、提案された作業が対処することを意図している食品安全上の問題及び貿易障壁、さらに各国の規制の多様性及び規格化への適性を含めた「作業の優先順位付けのための規準」において要求されている全ての情報を討議文書・プロジェクトドキュメントに含めることとし、今次部会に修正した文書を提出することとなった。

しかしながら先般コーデックス事務局より、本議題に係る作業文書は回付されない旨アナウンスされたため、今次部会において本議題は議論されない予定。

（対処方針）

コーデックス事務局あるいは提案国の韓国から、作業文書が回付されなかった理由を聴取したい。また今次部会で本件に関連する議論が行われることが提案された場合、次回部会での議論を提案する等今次部会で議論が行われることのないよう対処したい。

## 仮議題 10. バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品の地域規格の策

## 定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

前回部会において、「納豆」の地域規格化に向けた提案に関しては、①類似の大豆発酵食品についても納豆と同様に地域規格化のニーズがあり得ること、②類似の大豆発酵食品も含めた地域規格化への期待が各国・関係者から我が国に寄せられたこと等を踏まえ、我が国は新たな提案として、納豆単独ではなく、枯草菌(*Bacillus subtilis*)を使って発酵するアジア地域における類似の大豆発酵食品を対象とする包括的な地域規格化を提案した。議論の結果、我が国は、アジアの関心国と協力して、「枯草菌 (*Bacillus subtilis*) を使って発酵させた大豆製品」に係る新規作業を今次部会に再度提案することになった。

前回部会以降、我が国は関心国（ブータン、中国、インド、インドネシア、ネパール、韓国、タイ）とともに非公式な電子作業部会を設置し、関心国から提出された類似の大豆発酵製品に係る情報を整理した。その結果、類似の製品をより包括するため、発酵を行う微生物を枯草菌に限定せず、「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」を対象とする地域規格の作成を提案することとした。当該規格は、納豆の他、チョングッチャン（韓国）、トウチ（中国）、キネマ（ネパール）が該当する見込み。

今次部会では我が国が提出した「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」の新規作業提案にかかる討議文書及びプロジェクトドキュメントに沿って議論が行われる。

（対処方針）

我が国の提案が承認されるよう、メンバー国に対して提案内容を説明する等対処したい。また、新規作業の開始に合意される場合、第43回コーデックス総会での承認を条件として、電子作業部会により規格原案の策定作業を進めることを提案し、日本が議長を務める意思を表明することとしたい。

## 仮議題 11. 急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

前回部会において、中国から、急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格の新規作業が提案されたが、議論の結果、今次部会での議論に向けて、中国は、国内法令の多様性、食品安全上の問題、貿易障壁、規格化への適性 (Amenability) など、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準」において要求されている全ての情報を討議文書・プロジェクトドキュメントに記載・修正することになった。

今次部会では、中国が再度提出した急速冷凍餃子(Jiaozi)の新規作業提案に関する討議文書・プロジェクトドキュメントに沿って議論が行われる。プロジェクトドキュメントでは、各国の類似製品として日本の餃子、ベトナムのバンボロック、韓国のキムチ餃子、ロシアのペリメニ、ネパールのモモが記載されている。

（対処方針）

我が国において当該品目の貿易上及び食品安全上の支障が生じておらず、また改訂版の討議文書・プロジェクトドキュメントにおいて規格策定の必要性が不明確であることから、作業開始には精査が必要との立場で、当該品目の我が国における流通及び貿易に支障が生

じないよう対処したい。

## **仮議題 12. ちまき (Zongzi) の地域規格／実施規範の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント**

前回部会において、中国から、ちまき (Zongzi) の地域規格の新規作業が提案されたが、議論の結果、今次部会での議論に向けて、中国は、国内法令の多様性、食品安全上の問題、貿易障壁、規格化への適性 (Amenability) など、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準」において要求されている全ての情報を討議文書・プロジェクトドキュメントに記載・修正することになった。また、この製品のための実施規範の作成がより適切かどうかあわせて検討することになった。

今次部会では、中国が再度提出したちまき (Zongzi) の新規作業提案に関する討議文書・プロジェクトドキュメントに沿って議論が行われる予定。なお、ちまき (Zongzi) の国際的な貿易障壁の撤廃に実施規範のみで対応するのは困難として、地域規格の作成を提案している。またプロジェクトドキュメントには、各国の類似製品として、日本、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシアのちまきが記載されている。

(対処方針)

我が国において当該品目の貿易上及び食品安全上の支障が生じておらず、また改訂版の討議文書・プロジェクトドキュメントにおいて規格策定の必要性が不明確であることから、作業開始には精査が必要との立場で、当該品目の我が国における流通及び貿易に支障が生じないよう対処したい。

## **仮議題 13. 地域調整国の指名**

現在アジア地域調整国を務めているインドは、第 38 回総会 (2015 年) において指名され、また第 40 回総会 (2017 年) で再選された。現在 2 期目を務めており、第 43 回コーデックス総会 (2020 年) で任期を満了するため、今次地域調整部会において、次期調整国の指名が行われる。現時点では中国が次期調整国立候補の意思を表明している。

(対処方針)

中国の指名を支持することとしたい。